

スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望

資料2



No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合 ○を入れてくだ
2	要望	一括申請（廃止取次、S W開始）	ファイルを選択した際に、アップロードを実行しますか？という確認を入れていただきたい。誤ったファイルをアップロードしてしまふ可能性があるため、一旦確認したい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →広域機関にて検討中	2
3	要望	システム画面	低圧・高圧・F I T画面の区別がつきにくい。タブの色等変更し、分かりやすくしていただけないか。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →第17回実務者会議にて、広域機関側の画面遷移（「TOPへ戻る」を押した際、必ず低圧の画面へ遷移する）が不便である旨を含め、広域機関にて検討中	2
9	要望（強く希望）	申込内容一覧照会	一覧全体のCSVダウンロード項目に「小売事業者申込番号」を追加していただきたい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →事業者ヒアリング結果を受け、対応方針を検討する。	2
11	要望	申込内容一覧照会	需要者情報として「受付日」「申込番号」「供給地点番号」等表示のみ表示されるが、入力確認の為の情報として「需要者名」「地点名称」「地点住所」を表示して欲しい →詳細画面へ遷移せず、一覧画面にて確認できるようにすることが目的。最低限「需要者名」を表示するようにできないか。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →事業者ヒアリング結果を受け、対応方針を検討する。 →今回、対応案についてご提示、ご意見を伺いたい。	4
13	要望	供給地点特定番号検索	供給地点特定番号検索機能は現状WEB画面のみでの提供だが、APIでも供給地点特定番号検索の機能を提供いただきたい。	平成26年10月9,16,23日開催の旧作業会での議論を踏まえ、改修の必要性について検討が必要と考えます。 →上記作業会の案は非効率であるため、実装しなかった経緯がある。事務局内で検討を行ったが良い案が浮かばないため、どのような形での実装を目指すか、起案者及び賛同者へのヒアリングを行いたい。（継続）	3
15	要望	入力チェック定義書_低圧_別紙（API）.xls シート 「異動並びチェック」 「（異動並びチェック別紙） 契約状態チェック」	下記の「異動並びチェック」のエラーメッセージを詳細化頂きたい。何が不整合なのか、メッセージ上分かるよう修正頂きたい。 ・接続供給開始年月日と接続供給廃止年月日のチェック 「異動日が不整合となります。」 ・契約状態チェック 「異動要求が不整合となります。」 例：異動日が不整合の場合 「再点申込時、接続供給開始年月日が接続供給廃止年月日より過去のため、異動日が不整合となります。」	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →詳細化が必要と思われるメッセージをピックアップ。どのようなメッセージとするか議論頂きたい。 →メッセージの追加・変更案について提示。（別紙1、別紙2） →特段のご意見は頂いていないため、ご提案させていただいた内容にて改修対応を行いたい。	4
30	要望	申込内容一覧画面および CSVファイル 申込内容詳細画面	受付工程が遷移した際や連絡事項が発生した時間がわかるよう、「更新日時」を表示およびCSV項目に追加頂きたい。 →csv項目へ追加することが影響が大きいならば、詳細画面への表示だけでも追加頂きたい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →改修を行った場合、csvファイルのレイアウトが変更となるため、小売電気事業者側のシステムにも影響がある。実務上のメリットを吟味した上で、改修の要否を検討したい。	3
33	要望	スイッチング	スイッチング開始および廃止をはじめとして受付工程「処理完了」に遷移するタイミングが遅すぎるケースがある（特に高圧）。供給開始（廃止）日になり次第、至急返すよう是正頂きたい。各送配電事業者でタイミングが異なっており、ルール化すべきではないか。	実態を確認のうえ検討いたします。 各一般送配電事業者は、大量の申込みデータ処理を既存のシステムの枠組みも活用しながら行っているため、ルール化は困難です。 →第17回実務者会議の議論を踏まえ、実態を集約し、運用の改善を図っていく。	3
34	要望	廃止取次画面	廃止取次分の取消について、SWの成立以降は不可となるよう廃止取次側でシステム制限をかけていただきたい。 →現行はSWのステータスが「処理完了」であっても、廃止取次の取消申請が可能であり、申込された都度、新小売電気事業者へ取消不可の電話連絡を個別で行なわなければならないため。	スイッチング開始申込のステータスが「処理完了」となる以前の段階で廃止取次のステータスは「マッチング済み（OK）」となります。「マッチング済み（OK）」のステータスであっても、供給開始以前の場合も存在し、その時点では申込みの取消は可能であるべきと考えます。（継続）	1
35	要望	メール通知	廃止取次などのメール通知機能について、低圧・高圧など区分ごとに通知先を分けることはできないか。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →広域機関にて検討中	4

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合 ○を入れてくだ
36	要望	メール通知	通知されるメールの文面で、申込区分が分かるようにしてほしい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →広域機関にて検討中	4
37	要望	供給地点特定番号検索	高圧の供給地点特定番号検索機能がほしい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →第17回実務者会議にて、過去の議論で「高圧需要者と契約締結交渉を行う場合は、基本的に密に需要者と交渉し、必要な情報を得るものと考えている。そのため、システム化するまでもなく、費用対効果も考え実装しないと整理した認識である。」と回答。本件、認識に齟齬がなく強い要望がなければ、クローズとしたい。(継続) →実装の難しさ、開発規模の大きさ等、情報を整理した上で次回提示する。 →現状、運用不可能といった致命的な支障がない認識の中、FIT法改正、ネガワット取引等の制度変更、他の優先事項があることを踏まえ、広範に亘るシステム改修について、一旦検討を保留させていただきたい	保留
38	要望	設備情報検索	高圧の設備情報検索機能がほしい。 →(過去12ヶ月の最大需要電力履歴含む)。SW開始申込後であれば本人確認不要としていただきたい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →第17回実務者会議にて、過去の議論で「高圧需要者と契約締結交渉を行う場合は、基本的に密に需要者と交渉し、必要な情報を得るものと考えている。そのため、システム化するまでもなく、費用対効果も考え実装しないと整理した認識である。」と回答。本件、認識に齟齬がなく強い要望がなければ、クローズとしたい。(継続) →実装の難しさ、開発規模の大きさ等、情報を整理した上で次回提示する。 →現状、運用不可能といった致命的な支障がない認識の中、FIT法改正、ネガワット取引等の制度変更、他の優先事項があることを踏まえ、広範に亘るシステム改修について、一旦検討を保留させていただきたい	保留
39	要望	使用量情報照会のパスワード発行	法人需要者の使用量情報照会のパスワード発行を依頼する際、複数供給地点を一括で申込みできないか。	Web・APIいずれの機能のご要望か具体的にご教示願います。 →Web画面のみの前提で、システム面は広域機関、運用面は一般送配電事業者含め検討中	1
40	要望	一括申請(廃止申込と需要者情報変更申込)	高圧の旧小売電気事業者が行う廃止申込と需要者情報変更申込に一括申請機能がほしい。 [2016.10.12追記] ■Webを想定 ・廃止申込(廃止取次ぎが来ないケースに能動的に申込する場合) ・需要家名称 2点は1件ずつ入力しか方法がないため、作業量が多い。CSV一括アップロード可能にいただきたい。	Web・APIいずれの機能のご要望か具体的にご教示願います。 →Web画面のみの前提で、システム面は広域機関にて検討中	1
41	要望	廃止取次後SW申込時の、需要者名等同時変更申込	一括・個別の廃止取次後のSW開始申込時に需要者名と住所の変更手続も同時に実行できないか？ そもそも切り替え前の需要者名・住所に誤記や、表示に不統一・不規則に登録されており、現状開始申込もその誤記等のまま申し込みをしなければならないことが極めて高い頻度で存在するため、開始申込み時に正しく修正できるならば正しく申込すべきと考えます。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 (改修の規模は非常に大きい) →第17回実務者会議にて、異動の性質の異なる2つの申込みを1つにすることが難しいと回答。	1
43	要望	設備情報変更(低圧FIT電源)	発電者情報変更申込で登録する際、変更前の情報が表示されないため、変更対象か否かの確認が受電地点特定番号のみになってしまう。受電地点特定番号と発電者名称等との組み合わせで対象を確認するべきと考えため、変更前の情報が表示されるようにしていただきたい。	システム改修に当たっては相応の期間を要するとともに、FIT法改正によりH29.4から買取義務者が小売電気事業者等から一般送配電事業者等へ変更となるため、改修の目途を立てづらい状況です。 →本件、今後の法改正への対応等も考えられるため、検討は一旦保留とさせていただきます。	保留
44	要望	低圧FIT電源	受電地点情報の検索より、受電地点特定番号を入力後検索をした際、発電者名が表示されない。需要者名には、*ご契約小売電気事業者さまのみ表示と記載されているが、需要者名としても表示されない。発電者名が表示されるようにしていただきたい。	No43に同じ。	保留
45	要望	低圧FIT電源	却下の理由がわかるように表記を追加していただきたい。	No43に同じ。却下の理由が不明である場合は、一般送配電事業者へ個別にお問い合わせください。	保留

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
46	要望	低圧FIT電源	廃止取次の承認行為と廃止申請の登録は同じではないか？廃止取次をしつつ、廃止申請を行う意図が不明。現事業者からの廃止申請が廃止取次より先に登録されていれば、廃止取次が登録された際に、廃止取次は自動的に承認されたものとして扱えるようにしていただきたい。	廃止取次は小売電気事業者間のやり取りである一方、託送異動申込みは小売電気事業者と一般送配電事業者間のやり取りであるため、それぞれの登録は必要であると考えます。なお、現事業者からの廃止申請が先に登録されている場合、廃止取次申込みに対しては「廃止受付中エラー」が返却されますので、SW開始申込みを登録いただければ手続き上問題ございません。	保留
48	要望	事業者一覧画面	事業者一覧画面に記載の1事業者あたりの連絡先を複数登録可能としてほしい。スイッチングエラー時等に登録窓口に問合せが入るが登録窓口担当者が不在の際対応が遅れたり、登録窓口担当者へ問合せが集中する為。  [2016.08.29 エネット追記] 本件は現小売の廃止取次判断待ちまでの問題だと理解している。現小売に対して廃止取次判断を催促する際の連絡先情報を「高圧」「低圧」「FIT」で分け、それぞれ複数担当者を設定できるようにして頂きたい。複数担当者の設定項目に備考欄を設けて頂きたい。(エリアによって問い合わせ先を変更する等を想定)	改修の必要性について検討が必要と考えます。 現状のシステムでは、登録されている窓口責任者のうち、リストで1番上にくる方の連絡先が表示されています。  [2016.09.02 広域追記] 事業者一覧上の連絡先は、小売事業者側から申請された「事業者情報」の電話番号にて掲載しており、各事業者さまで他の小売事業者全体向けに開示可能と判断した情報で申請いただいているものと認識しております。 ご依頼の通りにシステム上で複数窓口責任者の連絡先を表示可能としても、必ずしも窓口責任者個人の番号になるとは限りません。 ※実際、複数窓口責任者の番号＝事業者の番号となっている小売事業者もかなりいらっしゃいます。 これではシステム対応を行う意義はないと思われるので、「事業者情報」の連絡先に、スイッチングに関する問い合わせに対応可能な部署、担当者の番号で指定いただけるよう周知し、広域機関でご依頼により変更対応を行う方向とさせていただきます。 (利用事業者への周知は9月末～10月上旬目途) →本件、前回までの議論および広域機関から事業者に向けた依頼をもってクローズとしたい。	2
49	要望	通知メール	通知メールについて、高圧、低圧、低圧FITがわかるように、各区分の記載を工夫していただきたい。 例えば、メール本文の「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」に変更することや、件名に区分を追記する等。	35,36に類する要望と理解しております。 広域機関にて検討中です。	1
51	要望	スマートメーター取替工事有無の判断について	標準処理期間について、取替工事有無の判定が「30分値自動検針可否名称」では判断できず、SW開始申請を実施し一度承認された後で「却下」されるケースが発生しています。 具体的には「30分値収集可 自動検針不可」の場合でも、取替工事が必要になるケースであり、これはスイッチング支援に関する実務者会議のQA「スイッチング支援システム関連質問票」のNo.359, 399の回答と異なっています。 北海道電力からは「小売事業者にむけた説明会(2016年1月)」にて上記のケースは説明済と回答を受けているが、システムで明確に判定ができないため、判定できる仕組みを用意すべきではないか。 またはSW開始申請時に送配電事業者からエラーで返却すべきではないか。(送配電側システム都合で承認⇒却下としないで頂きたい。)	当該電力において、運用調整を行った結果、却下とせず、受付させていただくよう見直しを行い、各小売事業者様へ周知を実施しております(H28年9月)。 →9月時点で対応完了の認識のため、本件クローズとさせていただきます。	
52	要望	高圧需要 需要者情報変更申込画面	供給中の需要者情報変更に当たり、間違い入力防止のため変更前の現需要者情報の表示をして欲しい。変更申込後、入力もれに気づいても変更申込が完了する数週間の間はSW支援システム上では再変更申込不可の為一般送配電事業者へ直接電話やメールで変更申込取下げ連絡をする必要がある。	No37, 38と同様の整理と認識しております。	保留

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合 ○を入れてくだ
53	要望	スマートメーター取替工事の 需要者への対応について	一部の送配電事業者にて、以下の問題が発生しており至急是正して頂きたい。 ①スイッチング開始申請時に設定した連絡先に事前連絡することなく、取替工事で現地訪問された。 ②スイッチング開始申請時に設定した連絡先が工事担当に伝わっていない。 ③スイッチング開始申請時に連携した連絡先情報を利用せず送配電事業者が過去から把握している情報をもとに連絡をしている。 (契約切替後に新小売事業者からの連絡先に変更するといった、勝手なルールに基づいて作業を実施している。)  供給地点数の多い需要者様で、本社で情報を集約したいといった要望に基づき、スイッチング開始申請時に「連絡先情報」を設定しているにも関わらず、本社、供給地点ともに迷惑をかけている状況。 さらに③といった勝手な運用が行われており、送配電事業者内での情報の伝達、ルールの徹底が必要ではないか。広域機関からも設定した情報を正確に利用するよう働きかけて頂きたい。	各社事前連絡を行ったうえで対応することが取扱いとしておりますが、個別の事情の有無を含め、個別の会社・事案をご紹介いただいたうえで、徹底事由があれば、周知を図っていく認識でおります。 →申出頂いた件については、いずれも一般送配電事業者の社内ルールの徹底がなされていなかったために起こりました。社内ルールを徹底するよう、各一般送配電事業者に依頼いたしました。	
54	要望	入力チェック定義書_低圧_別紙(API).xls シート 「異動並びチェック」 「(異動並びチェック別紙)契約状態チェック」	No.27「スイッチング申込処理完了と同日に需要者情報変更に対するエラー」について、②回答にて改修対象とありますが、改修時期の見込みを教えてください。 また、現状は北海道電力だけでなく中部電力、北陸電力でも同エラーが発生しており運用対処に追われています。3社ともに改修頂けるという理解で良いか、改修時期と合わせてご教示下さい。	左記3社については、11月末に改修を終えるスケジュールで対応しております。	改修完了後 クローズ
55	要望	廃止取次一覧画面	廃止取次一覧画面の検索機能について、需要者名が「前方一致」となっているが、「部分一致」に変更して頂きたい。 需要者名は新小売事業者が任意に入力してくるため、例えば「株式会社」(前株)が付いているか否かで検索でヒットしないといったケースが発生しています。	技術的には左記変更は可能ですが、部分一致にすることで大幅なレスポンス悪化※が高い確率で発生すると考えております。 ※廃止取次テーブル(最大1億件以上)の検索用インデックスが無効となり、検索時間の大幅増によるシステム全体でのレスポンス悪化など  その他条件項目(供給地点特定番号、登録日付など)での特定をお願いいたします。 →本件、上記回答をもってクローズとしたい。	
56	要望	設備情報照会	自社顧客の設備情報照会の一括取得機能を付加して頂きたい。	必要性・実現性について検討が必要と考えます。 また、利用目的が見えていないため、目的の明確化が必要と考えます。	1
57	要望	申込内容一覧照会	申込内容一覧紹介機能の表示+ダウンロードに9999件の上限があり不便、参照数を上げて欲しい。	必要性・実現性について検討が必要と考えます。	1
58	要望	契約決定方法	契約決定方法：実量制からのアンペアブレーカ、主開閉器契約への切替がSWシステム経由でできるようにお願いしたい。	改修の必要性(頻度等)について、検討が必要です。 なお、内線設備等の工事を伴う異動については、システム化対象範囲外となっております。	1
59	要望	スイッチング	マッチング後の変更・取消依頼について、現在送配電事業者へ紙の申請書を送付している。不便であり、上記依頼の連携もSWシステム経由でできるよう改修頂きたい。	マッチング後の変更・取消は、成立した契約に対する申込みであり、スイッチング支援システム上で容易に変更・取消できるようにすべきではないと整理しております。従来どおり、送配電事業者にご連絡いただく運用をお願いいたします。 →本件、上記回答を持ってクローズとしたい。	
60	要望	容量変更依頼	主開閉器契約における容量変更依頼について、現在送配電事業者へ紙の申請書を送付している。不便であり、上記依頼の連携もSWシステム経由でできるよう改修頂きたい。	内線設備等の工事を伴う異動については、システム化対象範囲外となっております。 →本件、上記回答をもってクローズとしたい。	
61	要望	接続送電サービスメニュー	接続送電サービスメニュー：「標準」⇔「時間帯別」の切替えがSWシステム経由でできるようにお願いしたい。	改修の必要性(頻度等)について、検討が必要です。	2

スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望

資料2



No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合 ○を入れてくだ
62	要望	設備情報照会	設備情報照会の情報更新が遅く、改善を要望したい。	具体的にどのような内容かをお示しいただいたうえで、改善の余地があるかを検討いたします。	1
63	要望	設備情報照会	設備情報照会の住所情報間違いが非常に多い、改善を要望したい。	一旦クローズしたNo22に類するご意見と認識しております。	1
64	要望	供給地点特定番号検索	同一住所で、複数の供給地点特定番号がヒットする場合に、どの番号が正しいかを見分けやすいように表示の工夫(専用部、共用部、街路灯など、知りたい情報を見分ける事ができる要素があれば、表示の追加)	実現性について検討が必要と考えます。 一旦クローズしたNo22に類するご意見と認識しております。	1
65	要望	供給地点特定番号検索	竣工済の物件であるにも関わらず、供給地点特定番号が全くヒットしない場合があり、そのような状況の改善	実現性について検討が必要と考えます。 一旦クローズしたNo22に類するご意見と認識しております。	1
66	要望	廃止取次、開始申込時のカナ文字チェック	スイッチング支援システムのカナ文字チェックが原因で、廃止取次や開始申込みがエラーとなる事を回避できるように対応頂きたい。(検針票記載内容をそのまま入力してもエラーとなるため、お客様のスイッチングが遅れる原因の一つとなっている)	状況の確認のうえ、対応を検討します。	1
67	要望	使用量情報照会	過去使用量データ提供について、「計器番号」をシステム上提供必須項目としてほしい。  <現状> 広域機関の送配電等指針の使用量照会(252条)に基づき、実施されている使用量照会では計器番号が必須となっていない。 ただし、需要家への情報提供には必要な情報である。 そのため、現状では広域機関のスイッチング支援システムから直接ダウンロードした使用量情報を需要家にそのまま通知することができない。 計器番号等任意の項目は一般送配電事業者がデータを手作業で補完する必要があり、システムから直接ダウンロードするのに比して、どうしてもタイムラグが生じてしまうため。	改修の必要性について検討が必要と考えます。	1
68	要望	廃止申込・撤去申込画面	需要家の連絡先の追加をしていただきたい。(立会い者だけでは不足。需要家情報が変わっている場合もあり同申込で作業を完了したい。) 備考欄を追加いただきたい。(完全廃止の場合、電力会社へ個別に伝えたいことがあるケースが多いが備考欄がないため結局メールや電話でも補足が必要となっている。)	同時申込み、という観点であれば41と同様になります。異動の性質が異なる2つの申込みを1つにすることは難しいです。 備考欄については、改修の必要性について検討が必要と考えます。	
69	要望	供給地点特定番号変更	電力会社(送配電および小売部門)都合による供給地点特定番号の変更が頻発しており、スイッチング支援システムの処理エラー、30分値および確定使用量メッセージの取り込みエラー、お客様への周知など対応に追われている。また、事前通知するルールが遵守されていない。 原則、区画整備といった場合のみ変更があるといった限定的な扱いであったにも関わらず、実際の運用はそうならないため、容易に変更しない仕組み、ルールへの改善を要望する。 例： 【高圧：関西電力】線上検針に変更になる際、必ず番号が変更になる 【低圧：中国電力】スイッチングの作業結果の登録遅延により番号の変更が必要になる(システム改修を検討中とのこと) 【低圧：中部電力】設備情報の登録誤りにより、返金処理を実施する仮定で番号変更が必要になる	スイッチング支援システム取扱マニュアルにて、供給地点特定番号が変更されるケースについては以下のものが例示されております。 ①供給電圧の変更(低圧⇔高圧) ②行政区画等の変更 ③検針作業区見直し等に伴う基本検針日の変更 ④一般送配電事業者の事業所統廃合 ⑤同一地点における設備撤去後の新設  一方で事前通知がなされていないことについては、小売電気事業者、一般送配電事業者双方に無用な負担をかけていると思われるため、事前に通知を行うルールを徹底するよう広域機関より働きかけます。	
70	要望	供給地点特定番号変更	上記に関連して、スイッチングに伴い供給地点特定番号を変更せざるを得ない場合、または供給地点特定番号の変更が予め予定されている拠点がスイッチング手続きに入った場合は、新小売事業者に対しても事前通知を徹底して頂きたい。	対応について検討いたします。	